

高丘各種団体協議会 会 則

【目 的】

第1条 この会は、高丘コミセンを中心とする地域住民の民主的社会的な実現と生活を守り文化の向上を図る。
また、各種団体と密接なコンセンサスと親睦を保ち各事業の緊密な運営に協力することを目的とする。

【構 成】

第2条 この会は、大久保町高丘地域及び隣接の住民が組織する団体の代表をもって構成する。……………(ロ)

【名称及び事務所】

第3条 この会は、高丘各種団体協議会と称し、事務所を高丘コミュニティセンター中央集会所（明石市大久保町高丘3丁目3番地）内に置く。……………(ロ) (ハ)

【事 業】

第4条 この会は、目的達成のために次の事業を行う。
1. 地域住民の親睦とコミュニティの意識向上を図る。
2. 地域住民の生活環境と文化交流の為の研修に努める。
3. 地域住民に関する課題の追求と問題解決に努める。
4. その他、この会の目的達成に必要なもの。

【役 員】

第5条 この会に、次の役員を置く。

会 長……………1名	会 計……………1名
副 会 長……………2名	会計監査……………2名
事務局長……………1名	幹 事……………若干名

第6条 この会の、役員は構成員の中から選出し、総会において承認を得るものとする。

【役員の仕事及び任期】

第7条 役員の仕事及び任期は次の通りとする。

1. 会長は、この会を代表して会務を統括し会議の議長となる。
2. 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時は、その職務を代行する。
3. 事務局長は、この会の事務全般の取りまとめを行う。
4. 会計は、会計事務を一切処理する。
5. 会計監査は、年1回会計業務を監査し、総会に報告する。
6. 幹事は、この会の事業の推進を図り、業務を処理する。
7. 役員の仕事は1年とする。但し再選を妨げない。また、補充役員は前任者の残任期間とする。
8. この会の円滑な運営を図るため、顧問を置くことができる。また、必要に応じて事務局員を置く。……………(ニ)
顧問は総会の同意を得て会長から委託する。……………(イ)

【会 議】

第8条 会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。総会は毎年1回開催する。
役員会は、必要に応じて開催する。

【会議の成立及び決議】

第9条 総会及び役員会は、出席者（委任状を含む）が過半数以上をもって成立する。また、議事決定は出席者の過半数以上をもって決し、賛否同数の場合は会長が決する。

【財 政】

第10条 この会の財源は、分担金、助成金、寄付金、その他をもって充てる。

2. 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日に終わる。

但し、出納閉鎖を5月31日とすることができる。……………(ロ2)

【附 則】

1. この会則は、昭和57年3月7日より施行する。
2. この会の運営に関し、必要な事項は、役員会に諮って、会長が決める。
3. 昭和58年7月30日 新設改正……………(イ)
4. 平成 元年6月 3日 東団地 高丘 変更改正……………(ロ)
5. 平成 元年6月 3日 新設改正……………(ロ2)
6. 平成 3年5月11日 高丘各種団体代表者協議会の代表者削除改正……………(ハ)
7. 平成25年5月19日 第7条8項に追加 また、必要に応じて事務局員を置く。……………(ニ)